公益財団法人 ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団
2026年度助成金（2027年4月～2028年3月活動分）
助成金 募集要項

富山県スポーツ振興事業 学校期スポーツの地域展開支援

1, 趣旨・目的

株式会社ゴールドウインの創業者、故西田東作氏の故郷である富山県のスポーツ活動を支援・推進することにより、富山県における青少年の競技力向上とスポーツ機会の維持を図り、以って青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

2, 助成事業と成果目標

中学校部活動の地域展開支援と、学校期スポーツ機会を維持し、運動習慣を持つ生徒の育成を支援する。対象生徒は、中学生を中心とし、但し、小学生や高校生を含めた学校期の子供たちの参加も否定しない。

■ 学校期の生徒のスポーツ機会の維持
■ 部活動地域展開に伴う受益者負担の軽減

3, 助成対象団体

〇対象となる団体
（1）富山県の地方公共団体における部活動地域展開の実施主体として認定を受けたクラブ
（2）富山県の地方公共団体における部活動地域展開の実施主体として認定を目指し、富山県の運営団体から推薦を受けたクラブ
（3）富山県の地方公共団体における部活動地域展開の運営団体の推薦を受けた富山県の地域スポーツ少年団
（4）富山県スポーツ協会の推薦を受けた富山県の総合型地域スポーツクラブ

4, 助成対象経費

〇原則として助成目的を達成するための全ての経費が対象となります。
主に、指導者謝金、施設利用料、用具・備品購入費、生徒の送迎費、保険費、遠征費、旅費交通費、宿泊費など

●対象とならない経費

1. 飲食代
   但し、合宿・遠征などで、参加者全員に対して、栄養・健康管理を目的とした食事・飲料を提供する場合は対象経費とする
2. 合宿や大会期間中の個別の食事代
   但し、旅行パックや宿泊費とセットになっている食事代は対象経費とする
3. 招待大会開催時の参加者の交通費、飲食代

4. 協賛金的な性格を有するもの
5. 振込手数料、代引き手数料
6. その他、社会通念上助成金の使途としてふさわしくないもの

5, 助成額

1 団体あたり1事業申請のみ受け付ける
1 団体あたり 200 万円を上限とする

6, 選考の視点/選考基準

出願理由の明確性・成果目標的の達成可能性
団体としての活動実績・成果
申請金額の合理性
将来性と波及効果

7, 申請期限・スケジュール

申請期限：2026 年 12 月 10 日(木)17：00
スケジュール
2026 年 10 月 26 日(月) 募集要項を財団ホームページで開示
2026 年 11 月 2 日(月)～12 月 10 日(木) 申請受付期間
2027 年 1 月末～2 月上旬 選考委員会で選考
2027 年 2 月末 財団理事会において承認
2027 年 3 月 1 日(月) 審査結果をメールにて連絡
2027 年 3 月 2 日(火)～19日(金) 助成受給の意思確認、必要書類のアップロード
2027 年 3 月 31 日(水) 助成金振込
2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 申請事業活動期間

8, 申請方法

当財団ホームページ内専用フォーム https://www.goldwin-zaidan.or.jp/grant/から必要事項を登録、必要書類は同ページ指定画面よりアップロードにて提出

9, 推薦書

富山県地方公共団体(15 市町)における部活動地域展開運営団体の推薦書、もしくは公益財団法人富山県スポーツ協会の推薦書を要する

10, 申請に関する必要書類

(1)履歴事項全部証明書の写しまたは定款・規約
(2)申請団体の直近の決算報告書
新規設立の場合は、事業計画書等事業概要がわかる資料

（3）上記の推薦書
※参考資料・パンフレットの添付
＊必要書類に不足や不備があった場合は申請が無効となります。

12, 助成金交付決定後の助成内容の変更について

助成金は申請事由に基づき選考委員会の厳正な選考を経て交付されているため、原則当初の申請計画の通りにご使用ください。
ただし、やむを得ない理由で助成内容を変更する必要が発生した場合は、事前に事務局に相談し、許可を得る必要があります。
事前のご相談なく事業の変更、中止、または廃止が発覚した場合は、当財団は助成者に対して、助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

13, 助成金交付決定後の取消、中止、および返還

助成金の交付が決定された者が、次のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本財団は助成金の交付決定を取消、交付を中止し、または既に交付した一部もしくは全部の返還を求めます

1　申請書に記載された活動を実施しなかったとき
2　助成金の支給目的に沿わない使途において使用したとき
3　申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき
4　疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき
5　助成対象者として適当でない事実があったとき
6　前各号のほか、理事会が適当でないと判断したとき

14, 活動終了時提出書類

提出期限　2028 年 5 月末日
対象団体は、助成対象期間終了後2ヵ月以内（2028 年 5 月末日）に、以下の書類・情報　等を当財団専用ページ（URL 後日配信）にアップロードし、活動報告・領収書報告を完了させて下さい。
（アップロードや添付すべき書類・情報等は、以下参照）

■　助成金額を充当した全ての経理の領収書コピー
（ただし、領収書を受領出来ないものは、請求書、見積書等、使用内容・金額がわかるものであれば可とする。領収書の宛名には助成団体名を記載したものを取得すること。）
■　スポーツ活動時の写真
■　参加者名簿
■　その他活動状況を示す書類（任意）

15, お問い合わせ

お問い合わせは、当財団ホームページ内の「お問い合わせ」フォームをご利用ください。

質問内容をご入力の上、ご送信ください。
ホームページ：https://www.goldwin-zaidan.or.jp/
ご質問については、当財団ホームページの「よくあるご質問」をご参照ください。
よくあるご質問：https://www.goldwin-zaidan.or.jp/faq/